

第3回 京都市住宅審議会 摘録

1 日時

平成24年8月8日（水） 午後6時～午後7時30分

2 場所

ハートピア京都 4階 第5会議室

3 出席者

○審議会委員（敬称略 五十音順）

会長	京都大学大学院工学研究科 教授	高田 光雄
副会長	龍谷大学経済学部 教授	西垣 泰幸
委員	大阪市立大学都市研究プラザ 特任講師	佐藤 由美
	市民公募委員	苗村 豊史
	京都府立大学生命環境科学研究科 教授	檜谷美恵子

○京都市

住宅政策担当局長	黒田 芳秀
住宅室長	岩崎 清
住宅事業担当部長	高杉 学
技術担当部長	松田 彰
他住宅室住宅政策課，住宅管理課，すまいまちづくり課の職員	

○その他

傍聴者2名

4 議事次第及び内容

（1）開会

（2）議事

ア 報告（パブリックコメントの結果について）

イ 答申（素案）について

【事務局】

それでは，議事に入りたいと思います。

以降の議題につきましては，高田会長のほうに進行をお願いしたいと思います。

よろしくお願い致します。

【高田会長】

議事次第に沿いまして，審議を進めたいと思います。

最初に、事務局の方から、市営住宅条例の改正に係るパブリックコメントの実施結果の報告について、資料の説明をお願いします。

事務局より説明：パブリックコメントの結果について

資料1「京都市市営住宅条例」の一部改正に対する市民の皆様からの主な御意見

【高田会長】

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのパブリックコメントの結果のまとめについてですが、資料1について御質問等がございましたら、お願いします。いかがでしょうか。

【西垣委員】

冒頭部分で、意見書総数が80通と説明されましたが、項目ごとの各意見の件数を合計しても足りません。

それはわからなくて無記入だとか、特に意見はないということ、数が変わっているのでしょうか。

【事務局】

意見につきましては、先程申しましたように、4項目の意見を伺っておりまして、お一人様の中にでも、全部に答えている方、それぞれの項目全てに答えずに、部分的に答える方がございましたので、このような結果となっております。

【高田会長】

今の質問は、各項目の各意見件数を足していっても80という合計にならないのはなぜかということなので、例えば「その他」の意見としてまとめているものに関してはカウントしていないということですね。意見書総数の80件には入っているけれども、項目ごとの数には入っていないわけですね。

【事務局】

そういうことです。

【高田会長】

要するに、それで減っているのか、この80の横に件数と書いているものの関係についての御質問なんです。

【事務局】

意見総数は80通ということで、項目の1番（本来階層の入居収入基準について）でしたら、件数は43件、4件、4件の合計51件ですので、80件に足りないということですね。それは、その他の意見としてまとめています。

【西垣委員】

何も記述していない方もいるということですか。

【事務局】

そうです。それと、その他の意見という形でまとめているものもございます。

【高田会長】

この件数を本当は全部足していって、その他のところも件数として足すと、296になるは

ずなんですか。

【事務局】

そういうことです。

【高田会長】

ほかにいかがでしょうか。

パブリックコメントは、事務局で似たようなものをまとめて集計されているということだと思いますが、もし内容について御質問がありましたらお願いします。

【檜谷委員】

「裁量階層の対象世帯の拡大」というところで、御指摘に対する本市の考え方というところで、「中学生以下が妥当である」と、その段落はすっと理解できましたが、次のところで、多子世帯について、上のほうで中学生以下にしたので、多子世帯のほうの子供を18歳から20歳に変更するという御説明があって、その連関が少しわからなかったもので、どういう考え方で多子世帯について年齢を上げていらっしゃるのか不思議に思いましたので、追加で御説明をいただければありがたいと思います。

【高田会長】

事務局から、よろしくお願いいたします。

【事務局】

その件につきましては、当初案では、小学生以下ということで、多子世帯の間までに、中学生の1年から3年までと高校生の1年から3年までと6年間の間隔があって、その中で3人のお子さんがいるということが要件になっていたわけなんですけれども、これを中学生まで引き上げましたので、高校生の1年から3年までの、この3年間で3人の子どもがいる世帯ということになりまして、かなり要件的に厳しくなるのかなと考えまして、それで、20歳まで拡大しております。

【高田会長】

20歳に引き上げられるかはわかりませんが、いかがでしょうか。

【檜谷委員】

そのように全然理解していなくて、ただ少し思いましたのは、近年、20代になっても定職を持たずに親に扶養されているお子さんは結構いらっしゃって、そのことが少し気になっていました。従って、成人を超えてられていても、扶養家族としてのお子さんが、多子世帯の中の子に考えて入れるのかどうかということも議論になるかもしれないと少し思いましたので、御質問いたしました。

【高田会長】

今の説明としてはよろしいでしょうか。

【檜谷委員】

はい。

【高田会長】

ほかにいかがでしょうか。

【佐藤委員】

回答された方の属性として、記入用紙には年代、性別、居住形態等があるのですが、現在、

市営住宅にお住まいの方か、そうでない方の違いは何か分析されているでしょうか。

【事務局】

市営住宅に住んでられる方の意見が２２件でございました。民間の賃貸住宅が９件、府営住宅が１件、ＵＲ等の公的賃貸が４件、持ち家が２３件、不明が２１件という属性になっておりました。

【高田会長】

今の御質問は、公営住宅入居者とそれ以外の方で回答になんらかの傾向が見られたのか、また、そういう分析をされているのかということです。

【事務局】

詳しく分析はしていませんが、市営住宅の入居者からいただいた意見につきましては、身近な、どちらかというと要望的な、その他の意見に入る部分のほうが多い傾向がございました。

ちなみに、先程も説明させていただきましたが、市営住宅の自治会長さんにも御協力をお願いしておりましたので、この２２件のうち１８件が、多分、自治会長さんだと思われるのですが、そういう関係もあり、日頃の要望的な意見というのが少し多く見られました。

【佐藤委員】

市営住宅のユーザーと言える民間賃貸居住者が９件ということですが、これから入居されるかもしれない立場の人ということで、この人たちの意見には、何か特徴はありましたか。

【事務局】

すみません、そこまでの分析はしておりませんでした。

【高田会長】

この審議会と並行して、このようなパブリックコメントを市のほうで実施されましたが、「御意見に対する本市の考え方」については、あくまで市の考え方ということですね。

市の考え方は、こういう形でまとめられたという状況なんでしょうか。

【事務局】

これが、最終的なものではございません。

【高田会長】

今、こういうことを検討しているということですか。

【事務局】

そうでございます。

【高田会長】

それで、御報告いただいたということですね。

そういうことですので、この審議会の議論とは一応独立したものだと理解はできますが、内容的な関係がございますので、御報告いただいたということです。

報告内容については、今の御質問で大体よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、議事の２番目の答申の案についてですが、ここは本日議論していただく大変重要なところではありますが、これについては、先程御説明がありましたように、素案というのを資料２のような形で、これまでの審議会の議論に基づいて作っていただいておりますので、少し時間はかかりますが、今日はこれをまず事務局のほうで読み上げていただいて、皆様から御意

見を賜りたいと思います。

それでは、資料2の御説明をお願いします。

事務局より読み上げ：答申（素案）について
資料2 市営住宅の入居収入基準、整備基準及び単身入居の対象について（答申）（素案）

【高田会長】

どうもありがとうございました。

それでは、今、読み上げていただきました答申の素案についての御審議をお願いしたいと思います。

資料2が今の素案なんですが、資料3というものをもう1枚用意していただいています。これは、これまで第1回及び第2回の審議会で皆様方に発言していただいた主要な意見を、今の答申との関係がわかるように事務局のほうで整理をしていただいたものでございますので、これを一々今説明していただくことはしませんが、議事録を見ながらというのも煩雑ですし、また記憶をたどってというのもなかなか難しいと思いますので、参考にしていただくように御用意をしていただいたものです。

これを見ながら、この答申の素案のほうを御検討いただければと思いますので、よろしくお願いします。

どこからでも結構ですし、内容、あるいは表現の問題も含めて、御検討いただければと思います。いかがでしょうか。

【苗村委員】

すみません、細かいことですが、1番の考え方の（1）の入居収入基準についてのところで、7行目、「民間住宅市場のなかで」というところで、この「なか」は漢字でいいんじゃないかと思います。

【高田会長】

ほかにいかがでしょうか。

【檜谷委員】

全体としてすごくわかりやすい流れになっていて、特に経済的困窮についてしっかり検証して方向性を出してくださっているので、非常に読みやすい内容になっていると思いました。

1点、私が気がついたことは、検討の結果という2ページ目の（1）のイの「裁量階層の対象世帯について」の、「また、子どもが多数いる世帯については」というところについて、経済的負担だけを指摘されていますが、当然、その背景には、子供さんが多数いらっしゃるの、本当に広い住宅が必要で、その適切な水準の住宅を確保するための経済的負担が大きいから特別な配慮が必要なんだろうと、直接的にそのように書かれてはいないのですが、そう読めます。

しかし、ここでは、その点は問題ではないのではないかなと思います。

つまり、住宅の質の水準の話を少し書き加えられてもいいかなと思いました。

【高田会長】

これについて何かいかがでしょうか。

現在の、要するに収入基準と世帯の人数と、それから質との関係の基準が現在あるわけですね。その中で、子供が多いということが、その関係について何らかの配慮が要するというか、特に今言われたような面積、規模について、そういう配慮が要ということになるかどうかということですね。

ここで書かれているのは、あくまでも経済的負担のことで、負担能力が見かけよりも落ちるという意味で書かれているので、必要面積を最低居住水準で定められたとおりだということに見ているのではないかと思います。

【檜谷委員】

ただ、世帯の人数が増えれば最低居住水準として必要な面積は増えますよね。それが民間賃貸で確保するのが難しいという意味が含まれているのではと思ったものですから、質問しました。

【高田会長】

それは、今の経済的な能力との関係で、どのように考えたらいいかという論点だと思いますが、いかがでしょうか。

【佐藤委員】

公営住宅法の説明が「考え方」にあって、そこで入居対象は住宅に困窮する低額所得者と定義されています。

従って、住宅に困窮するという条件がある低額所得者が対象になるので、居住水準の達成状況や居住状況等のバックデータをしっかり持って書いておけば、多分、問題はないのかなという気はいたします。

子供のいる世帯の最低居住水準未満世帯の数や比率等のデータを持って、居住問題をまず説明し、それにプラスして経済的困窮度ということを書くほうがいいと思います。この経済的困窮度というのが子育て世帯は厳しいというのは、感覚的にはあるのですが、そうならば政令月収を算出するときの控除を変えるという方法もあるわけですが、それは別の法律との関係があり、市営住宅だけで変えるわけにはいかない。したがって、国の他の法律の問題点などをあまり強調しすぎると、何か別の議論になってしまいそうなので、やはり「居住水準の達成状況が低いから」という客観的に誰にでも説明できるものを一文入れておくほうがいいのかなと思います。

【高田会長】

具体的に提案してください。

【佐藤委員】

裁量階層について、「子育てに要する支出が多いことなど、実際の経済的困窮度が見かけの収入からは測り難い側面がある」というところが、少し別の観点の議論になりそうなので、まず子供のいる世帯は居住水準の達成状況が低く、その背景には「こういうことがある」ということとして書く方がいいのではないかと思います。

「裁量階層の対象とすることで、本質的な経済的困窮度のバランスをとることが可能になる」という、目的が経済的困窮度のバランスをとることになると、本来の目的からずれているような気もするので、「裁量階層の対象とすることで、全体的に居住水準の低い層の居住の改善に寄与する」等が考えられます。

【高田会長】

若干、曖昧な表現にしたほうがいいということですかね。

【佐藤委員】

今の素案では、事実に基づくことと推測に基づいていることが混ざっているような気がします。

例えば、多子世帯は経済的負担は大きいけれども、一方で、収入の多い人の比率も高いかもしれない等、京都市の実態はこうだという事実があれば、はっきり書けると思いました。また、先程のパブリックコメントの回答のところ、例えば整備基準のところ、今回整備する基準は民間住宅と比較した場合、標準的な水準であるとしているようなことも、根拠はあるのかどうか、というのがちょっと気になります。やはり、こういう数字にかかわりそうなことというのは、バックデータを持っていたほうがいいのではないかと思います。

【高田会長】

ありがとうございました。

今の議論は、二つぐらい論点があると思います。

一つは、現実の経済的困窮度と政令月収との関係で、これがずれているということは、一般的に認識されていると考えていいと思います。

それをずれないように、もっと厳密に収入を調べようと思えば調べられないことはないのですが、そこまで本当にする意味があるのかどうかということがあって、政令月収をおおよその目安として入居基準を定めるということについては妥当性があるという理解が現在にはなされていて、この政令月収で運用されていると言えます。

ところが、子育て期について言うと、実際には、経済的な困窮度が高い方向にシフトする可能性が高い、要するに子供がいることに伴って支出が多くなり、それが困窮度を上げる要因になっていて、それについての配慮を、現在の政令月収の厳密化をしないで裁量階層をうまく使って解決できないかという考え方だと思います。

それを確かに、本質的な経済的困窮度のバランスをとると言ってしまうと言い過ぎかもしれませんが、そのように言うことで、現行制度の矛盾点を逆に説明しているようなことになる、また、今の制度が前提にあって言っており、詰めていくと論理的な矛盾に最終的になるのではないかと、佐藤委員の御指摘はそういうことだろうと思うので、今の趣旨が伝わりながらも、もう少し表現を丸めて、論理の矛盾が出てこないように表現にしたほうがいいという考え方があります。

それから、檜谷委員のほうから最初に御指摘があったのは、特に多子世帯の場合、そもそも民間住宅市場でそんなに大きい低家賃住宅なんて供給されていないわけですから、そういう意味で、民間市場で居住水準の達成は難しいということが背景にあるということです。これもそのとおりですが、それを経済的能力の中で必要な居住水準を達成できないというように言えば、子供が多いこと、また、経済的能力が低いことで、最低居住水準の住宅が確保できないという一般的な議論を含めて、そういう表現が、要するに、住宅の性能とか水準の問題と絡めることで、そういうことが表現できないかと、そういう御指摘をいただいたということですね。

問題は違うことを御指摘いただいているんですが、要は、檜谷委員の御指摘のような言い方をうまくここに取り入れることによって、先程の政令月収の限界というものを半ば認めながら、裁

量階層で調整するという話を包み込むことができないかという御指摘をいただいたと思います。解説するとそういうことになりますが、それを表現としてどうしたらいいかという問題が確かにあります。

公営住宅の支出そのものの自体をどう改善するんだという議論をしているのであれば、もう少し明快な言い方ができますが、この現行制度の運用の中で、裁量階層をどう決めるかというものの言い方として、今のような経済的な能力と市場の中で確保できる住宅の水準との関係という言い方をここでできないかということですね。

裁量階層の対象とすることで、経済的能力の範囲で、必要とされる居住水準の確保を可能にするというような言い方をすることですね。主に、裁量階層の対象世帯というところの物の言い方ということでもいいんでしょうかね。

それから、多子世帯についても同じで、要するに、経済的負担が大きいことを考慮して、その能力の中で必要な住宅を確保するというような対応をとることが妥当だという表現になるのでしょうか。

もし、審議会が終わるまでに、表現上こういうのはどうかということで考えていただけたら、ぜひ御提案をいただきたいと思います。趣旨は、今のようなことです。

ほかにいかがでしょうか。

今の裁量階層のところで、「子どものいる世帯についてはできる限り拡大することが望ましい。」という、「できる限り」という表現が、何ができる限りかということが、今のような制度で議論すると、ここも少しひっかかるかもしれませんね。別に「できる限り」と言わなくてもいいのかもしれないですね。

今のようなことをやろうと思うと、「子どものいる世帯についてを裁量階層の対象とすることが望ましい」という表現でもよいのかもしれません。

ここで言っているのは、小学生までにとどめないで、もう少し先までという、そういうできる限りという意味で、この審議会での議論の経過からすると、そのことで「できる限り」という言葉を使われているので、この言葉だけがひとり歩きすると、何ができる限りなのかがわかりにくいということが確かにあるのかもしれません。それについても表現上、考える必要があります。

あとはいかがでしょうか。

新婚世帯について、先程、京都府との比較というのが出ましたが、この方針の素案の中には、あくまでも新婚世帯の経済的な困窮度という視点からの新婚世帯ということだけを述べて、その観点から新婚世帯についての配慮が必ずしも必要ではないということを言っているわけで、京都府のほうの新婚世帯の問題は、経済的困窮度の視点からだけではなくて、コミュニティの問題とか、ほかの視点を含んでいますので、それについてはどうこうと言っているわけではないということで、この京都市での審議会の議論に基づいて、経済的困窮の問題として新婚世帯をどう扱ったらいいかという議論をここではしてきたということで、それをこの中にまとめてあるということで、素案としてはそうなっているということで、それについてはそれでよろしいですね。

【西垣委員】

経済的困窮度の視点からというのは、そういう限定という意味になるのかもわかりません。

先程、佐藤委員がおっしゃいましたように、経済的困窮度というのが、考え方の一番最初にあるように、住宅に困窮する低額所得者ということで、実際、ここの基準についても、1番目に、市場で住宅を確保することが困難という状況も見られないということが書いてあるわけですね。経済的困窮も起こりにくいと。何か、このあたりのところが、ちょっと工夫が必要という気がするんですけど。これは住宅の困窮度、経済的困窮度の視点からということでしょうか、あるいはこの経済的困窮度というのが両方を含んでいるのか。

【高田会長】

入居者の経済的能力で確保できる住宅の質が必要な質に到達しない、そういう先ほど檜谷委員が言われたように、同じような表現でここも言ったほうがいいという、全体として、だから経済的困窮というのが単に収入が少ない、あるいは支出が多いということだけではなくて、そのことに伴って必要な住宅の水準が市場の中では確保できない、あるいはすることが難しくなると、困難になっていくという、そういうことを表現したほうが、ほかの表現との関係から言ってもいいのではということですね。

【西垣委員】

そうですね。

【高田会長】

だから、子供のいる世帯についても、子供が多い世帯についても、新婚世帯についても、収入そのものの大小だけではなく、その経済的な負担能力に応じた住宅の水準がどうかというようなことで、この基準を裁量階層に入れるかどうかを判断すべきだという表現に変えるという方向性にしましょうか。

入居収入基準についてというところについては、今のような3点について、少し表現を確認するということよろしいでしょうか。

でも、表現の問題とはいえ、この住宅政策の本質的な問題になると思います。経済的能力と住宅の質との関係をどうするかということを考えるのが大事だということを強調しておくことは大変大事な話だと思いますので、そういう方向で、3ヶ所について何らかの修正をして、表現については、審議会が終わるまでにもう少し考えたいと思います。

整備基準についてはどうでしょうか。

整備基準の「なお書き」のところは、整備の基準というよりは、今後、こういうことを考えるべきだという、附帯意見的なことを含んでいるということですが、審議会の御意見としては、そういう御意見もたくさんありましたし、この前、現地を視察したときも、そういう感想なり御意見をいただいていると思います。

こちらのパブリックコメントで言うと、その他のところに書かれているような話もあるし、既存の市営住宅の整備に関しても、答申の中に既存の住宅の改修についての重要性ということは何らかの形でうたっておいたほうがいいという、そういうことだったと思いますので、ここに書かれているということですが、ここに入れたほうがいいのか、別にしたほうがいいのかということもあるかもしれませんが、もし御意見があったらお願いします。

【西垣委員】

よろしいですか。この「なお書き」のところの、附帯意見ですよね。諮問で聞かれていない

部分に対する附帯意見なんですけれども、この「なお」のところが非常に重要だと思います。

それに、先程のパブリックコメントの中でも、設備について聞かれたところで、エレベーターをつけるべしとか、風呂が必要というのは、まさにこの点をおっしゃっているわけですね。

ですから、諮問事項とはやっぱり一定切り離して、「なお書き」は「なお書き」で、こういう意見があったということを書くほうが、むしろ印象深く残るという気がします。

【高田会長】

いかがでしょうか。

何らかの表現上の工夫をして、ここに1行を何か記載しましょうか。

それから、整備基準自体は、別に新築の基準であるというふうを考える必要はありません。

整備基準というのは、新築だけじゃなくて、既存住宅の改修等についての基準としても検討すべきであるを書いてみるのも一つの方法ですね。

【西垣委員】

なるほど。一番最初にそれが入っているとわかりやすいですね。「なお」のところにね。

【高田会長】

ただ、現実の基準というのは、必ずしもそういうふうになっていませんので。そこはどうでしょうかね。附帯意見として、逆に重要性を強調したほうがいいということですね。

【西垣委員】

そうですね。外に出ているほうが、かえってわかりやすいだろうと思うんです。

【高田会長】

それは、(3)の後ではなくて、(2)の附帯です。

【西垣委員】

「なお」よりも、「諮問事項ではないが」ということで。

【高田会長】

関係から言うと、(3)の前のほうが流れとしてはわかりやすいかもしれませんね。

【佐藤委員】

ストック総合活用計画では、住棟単位で方針を決めるため、「各住棟の特性に応じて」と書かれています。もし、もう少し強めて言うならば、団地の特性まで広げているほうが、将来の課題につながるかなという気がいたします。もう少し団地や地域の特性を考慮した、より有効なストックの活用という観点が入る方がいいと思います。

【高田会長】

「各住棟の特性に応じて」というのを、「各団地や各住棟の特性に応じて」のように書くということですか。

【佐藤委員】

そういうことができればいいなと思いました。

【檜谷委員】

1点確認ですけれども、整備基準の2つ目のポチ「・」のところで、「良好な都市環境の形成及び保全に資するとともに将来の世代に継承されるような景観」という、景観にそういう形容詞が係っているんですけれども、これで京都らしい地域特性を生かした景観づくりというか、景観条例なんかと連動した景観のことであるというふうに、十分、この表現で通じているのか

どうかということだけをちょっと確認したいなと思いました。一般的に読むと、ちょっとわかりづらいかなと思ったので。でも、京都市の場合は、そういう文言でこれまで表現されているので、これでよいということだったらいいかと思いますけれども。

【高田会長】

これは、ほかのこれまでの京都市で出された答申とか、あるいは何らかの計画の中で景観の問題をどのように表現しているかということで、何か事務局のほうで、今、わかる範囲でありますか。

【事務局】

景観への配慮という点につきましては、先に実施されました新景観政策に基づき建設することを基本としており、そこではさまざまな場面で、50年後、100年後まで将来の世代に継承されるという文言が使われておりますことから、今回はこのような表現にいたしました。

【高田会長】

ほかの計画との整合性があるということです。

4つのポチ「・」は、1番目が環境の問題、2番目が景観、3番目がコミュニティで、4番目が防災ということで、比較的わかりやすい柱にはなっていると思います。

しかし、それぞれ書きぶりや表現が違うので、そういう4つの柱だということが明確にわかるかどうか、また、京都のオリジナリティーということがどこまであるのかということですが問題です。

「本市の特性を考慮し、以下の基準を付加することが妥当である」と言っているので、京都市だからこういう環境の問題とか、京都市だからこういう景観の形だとか、こういうコミュニティの問題とか、こういう防災の問題とかということが、もう少し具体的にイメージできると本当はいいと思いますが、難しいですね。

それぞれの既存の計画の中で言い回しとして使っているものがあれば、逆にそれを持ってくるとわかりやすいかもしれませんね。

【西垣委員】

「本市の特性を考慮し」と言ったときに、この4点のうち1点目と2点目は理解しやすいんですけども、3点目、4点目とだんだん薄くなるのかなという気がしますね。

しかし、本市の特性は、2点だけではないですね。

【高田会長】

そうです。

それから、環境の問題も、本市に限ってとはなかなか言いにくいですね。

【西垣委員】

一般論として、環境対応があるわけですね。

【高田会長】

本当は、もう少しそれを突っ込んで、よその環境政策ではなくて、京都市としてのオリジナリティーを持った環境政策により対応しているんだということが説明できるともっといいということにはなるとは思いますなかなか難しいですね。

ここの論点は、今、景観で御説明いただいたような、既存の計画とか、あるいは審議会等での文言というのが何らかの形で考慮されて、今、この4つが書かれていると考えていいんでし

ようか。それとも、調べてみると、もう少しオリジナリティーが出せるような可能性があるんじゃないでしょうか。

【事務局】

各局の出しております分野別の計画等もございますので、御指摘のとおり確認をいたしまして、しっかりとオリジナリティーを持った表現にしていきたいと思います。

【高田会長】

ありがとうございます。

今の議論は、整備基準のところは、柱としてはこれで妥当だけれども、第三者の方が読まれた時に、表現として、できるだけ本市の特性というものが際立つ、京都らしいということができるだけ伝わるように、あるいはそこまで伝わらなくても、この京都でこれまで議論されてきた環境の問題、景観の問題、コミュニティの問題、防災の問題についての議論について、何らかの関連が読み取れるような形で表現をするということにしておいてよろしいでしょうか。

それから、「なお書き」のところは、多分、1行あけて、何かタイトルが要りますか。

附帯意見とか、あるいは「上記の整備基準は、本来は新築だけじゃなくて、既存のものを含んだ基準である」と言わないとまずいのでしょうか。

既存住宅については、特に十分な検討が必要なので、京都市ではストック総合活用計画に基づき、方策を講じているところであるが、各団地や各住棟の特性に応じて、より効率的・効果的なストック改善を進めるための方策について検討を一層深めることが望ましいということから、「なお書き」部分をもっと強調すべきだという御意見だったと思いますので、少しこの部分を考えるということで、具体的な表現の御提案があったら、終わるまでに出していただけたらと思います。

(2) は今のようなことでよろしいですか。

それでは、(3) 同居親族要件についてというところは、どうでしょうか。

【西垣委員】

この同居親族要件について、ここの書き方はこれでいいですが、考え方のところで、同居親族要件については、非常に慎重に対応して考えていかななくてはいけないということが強調してあり、それで慎重に検討しても、犯罪被害者と長期結核療養者については必要ということで、行間を読めばいいのですが、何か一言が欲しいと思います。

【高田会長】

そうですね、おっしゃるとおりだと思います。

入居対象とする単身者については、真に住宅の確保に配慮を要するものであるかどうかを慎重に検討しなければいけないということを前で言っているの、その観点に照らして、これこれについては単身での入居を認めることは妥当であるというような言い方を、どこかで表現する必要があります。

【檜谷委員】

私も関連して、少しいいですか。少し表現が弱いように思います。

例えば2行目「必要がある場合があると考えられるが」と、あるいは4行目も、「困難な場合があると考えられることから」とあって、この辺をもう少し強く言ってもいいんじゃないかなと思います。

例えば「単身での居住を確保する必要がある場合」で切って、「躊躇するなどにより、民間住宅市場において新たに住宅を確保することが困難となる可能性が高いため」と言えば、かなりこの人たちは、民間住宅市場で普通の単身者とは違って住宅確保が難しいんだというメッセージがすごく明確になると思うんですね。それぐらい出しても、余り大きな問題はないように思うんですけれども、ここは非常に慎重な言い方になっているので、やや違和感を感じます。

【高田会長】

そうですね。それも現状ではそういうことになっているということだと思います。

本来は、入居差別による困難という部分については、入居差別のほうが撤廃されるように政策的には動かなければいけないということがあるわけです。

しかし、現状では、まだそれが十分行われていないので、入居差別があり、そう考えると、単身での入居を認めることが現時点では妥当だというニュアンスが本当はあったほうがいいと思いますし、今、檜谷委員の言われたのは、慎重に考えても、こういう犯罪被害者及び長期結核療養者については、現状では、このようにに考えることが妥当だということを明確に言わないと、逆にあいまいな感じになるという指摘だということですね。

西垣副会長の先ほどの御指摘と、今の檜谷委員の御指摘を足して、文言、その「場合があると考えられる云々」というのを少し簡略化してということと、最初に何かつけるというんですかね。

【西垣委員】

そうですね、そこが強くなると、非常に必要性が高いんだというイメージはよくわかって、「しかしながら」という言葉がすぐ見えるという感じがするんですけれどもね。

【高田会長】

最初に言われたように、「単身者については、真に住宅の確保に配慮を要するものであるかどうかを検討する必要がある」というのをもう一回言うというのも一つですね。

【西垣委員】

そうですね。

【高田会長】

そうであるけれども、こうこうこれこれについてはこういうことで妥当であるというふうに言えば、前との関係は整合性があると。

【西垣委員】

非常に明確ですね。

【高田会長】

ということで、（３）のところは、考え方との一貫性ということで、言葉を足して、それからこの慎重な言い回しのところは、逆に削ってまとめるというような形でよろしいでしょうか。

修正の方向については、大体確認できたように思いますが、実際の言葉に落とすというのは、ちょっと難しく、一気にできない可能性がありますので、部分的でもいいですので、こういう表現だというものの御提案があったら、少し考えて出していただけるとありがたいと思います。

【西垣委員】

よろしいでしょうか。

この入居収入基準のイのところなんですけれども、ここでいわゆる「経済的困窮度だけでは

測れない」という記述は、もうまさにこのイの一番上の冒頭のところで、「子どものいる世帯は、子育てに要する支出が多いなど、実際の経済的困窮度が見かけの収入からは測り難い側面がある。」と、まさにこういう意味なんだろうと思います。だからここの記述を後々生かすというのも一つの手だなと思うんですけども。

【高田会長】

先程の議論では、その結果として、その経済的能力では適切な住宅は確保できないということなので、こちらの考え方のほうにもそれを入れたほうがいいのかもかもしれません。

【西垣委員】

そっちでそうすると、わかりやすいですね。読んだときにすっと入ります。

【高田会長】

そのようにしましょうか。

【西垣委員】

そうしましょうか。

【檜谷委員】

もう一つ押さえるとしたら、子供の観点から子供の住環境確保ということの重要性をもう少し強調してもいいかなと。

【佐藤委員】

上位計画などで、例えば市政として「子育て支援に重点を置いている」というものがあれば、それを冒頭に書いておくと、京都市として、それを重視していることがわかると思いますが、整備基準のところに反映できないでしょうか。

【高田会長】

そういうものがあるんでしょうか。

【事務局】

正式名称はともかく、子育てプランの中で、住環境について触れられている箇所があったかというふうに思いますので。

【高田会長】

そうですか。

【檜谷委員】

何か最近強調されていることとして、子育てだけじゃなくて、「子育て」という観点で、やっぱり子供がどれぐらいの住環境を確保できているかと、そういう視点で子育て世帯というのは支援対象とされてしかるべきだと。

【高田会長】

子育て期にある親ではなくて、子供そのものを対象ということですよ。

【檜谷委員】

そうなんです。子供は住環境を選べませんからね。

【高田会長】

それは、また重要な観点だけれども、別の観点ですよ。

【檜谷委員】

でも、多分、子育てプランとかは、そういうことが書かれるんじゃないかなと思うのですが。

【高田会長】

書かれているんでしょうか。

【事務局】

子育ての支援の関係につきましては、保健福祉局のプランの中で項目として上がっていましたが、今、具体的には、例えば子育て優先目的入居というのを京都市は実施しておりますけれども、そういったところもその項目の中に取り上げられているほか、子供の住環境という側面からその計画の中にも入ってございますので、もう少し大きな多少抽象的な理念みたいなものをここに記載することは可能かと思います。

【高田会長】

今、檜谷委員から御指摘のあった話は、子供が自らの住環境を選択することはできないという観点が例えばそこに記述されているかということはわからないんですか。

【事務局】

それはわからないです。書かれていないです。

【高田会長】

書かれていない。そうですか。

要するに、子育て期の世帯を支援しようという政策は、住宅以外の分野でもあるということはあるわけですね。

【事務局】

あります。

【高田会長】

その論評になっている議論の中に住環境の問題がどの程度触れられているのかということは、調べればわかりますよね。

【事務局】

入っています。例えば、今、子育てというのを言いましたけれども、例えば母子家庭であるとか、ひとり親世帯への支援であるとか、そういったことも書き込まれていますので、そういう視点は子育て支援という中に住宅が組み込まれているのは確かでございます。

【高田会長】

具体的にプランを見ないと何とも言えませんが、それを参照して、うまく子育て期を支援する論拠といいますか、あるいは考え方というのが見出せるようであれば、そのことを少し特筆するということですね。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、一応、修正の方針という意味では、大体意見としては出していただけたと思いますので、今のようなことを配慮して、ちょっと幾つか調べないといけないので、今、こういう形でまとめますということは言い切れませんが、方針は逆に明確ですので、その方針にできるだけ合う形で、これをもう一度検討するということにさせていただくということになります。

しかし、審議会自体の日程が、今日が一応最終ということになっておりますので、一旦、私のほうでそれを預からせていただくということによろしいでしょうか。

それで、この素案をもう一度修正案というのをつくって、その上で委員方のほうに連絡させていただいて確認をいただくということによろしいでしょうか。

【西垣委員】

それで結構です。

【高田会長】

ありがとうございます。

今の議論として、どこをどういうことを修正するべきかということは大体確認できたと思いますので、御審議していただいた形で修正するというので、この審議会としては、その方針を御審議いただいて、皆さんの同意をいただいたということにさせていただきたいと思います。

ほかにこの答申作成に向けて何か配慮すべきこと、あるいはこの体裁とか、そういうことで、もし御意見がありましたら、言っていただきたらと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、今のようなことで、修正案をつくった上で皆さんにメールでお諮りをして、最終的な答申をまとめるということにさせていただきたいと思います。

審議会としては、今のような形で、一応、方針を確認して、修正については会長のほうに一任いただいたという形でまとめさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、議事として本日予定されているものは以上でございますので、終了いたします。

(3) 閉会